

概要版

第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画

輝け あしべつっ子 未来プラン



令和2年3月
芦別市

計画策定の背景及び趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施し、平成27年度より子ども・子育て支援新制度を施行しました。

芦別市においては、子ども・子育て新制度に沿って、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定めた「第1期芦別市子ども・子育て支援事業計画輝けあしべつっ子未来プラン」を策定し、子育て支援に取り組んできました。

しかし、依然として、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、芦別市の子どもと子育て家庭を対象として、芦別市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、「芦別市次世代^{ゆめ}育成支援行動後期計画あしべつっ子次世代プラン」を本計画の中で一体的に策定して継承し、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■上位計画

第6次芦別市総合計画

整合

芦別市
子ども・子育て支援事業計画

整合

■根拠法令

子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

■関連計画

- ・ 芦別市男女共同参画推進計画
- ・ 第3次芦別市食育推進計画
- ・ 第3期芦別市障がい者計画
- ・ 芦別市都市計画マスタープラン
- ・ 第2次芦別市生涯学習推進計画
- ・ 第5期芦別市障がい福祉計画 など

計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
				見直し年度					見直し年度	

子ども・子育て支援事業計画の対象範囲

本計画は、おおむね18歳までの子どもと子育て家庭・保護者を対象としており、教育や保育をはじめ、芦別市次世代育成支援行動計画から継続している施策や様々な子育てに関する支援施策を盛り込んでいます。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期		少年期	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果(概要)

潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

●調査対象・配布・回収状況

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	249票	187票	75.1%
	小学生	295票	227票	76.9%
対象者の抽出方法	令和元年4月30日現在、芦別市住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯			
調査期間	令和元年7月1日～令和元年7月12日			
調査方法	○就学前児童が属する世帯 幼稚園・保育所を通じての配布回収 ○小学生児童が属する世帯 学校を通じての配布回収及び郵送法（郵送配布・回収）			

子ども数の推計

令和6年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

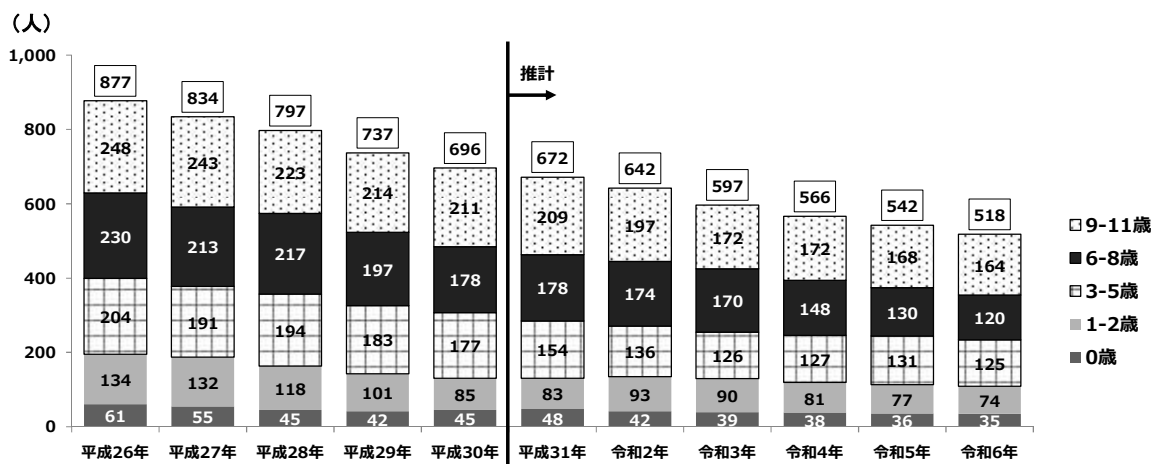
平成26～30年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の中央値を使用し、出生率は過去4区間の幾何平均で推計をし、計算しています。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

■児童人口の実績と推計

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	61	55	45	42	45	48	42	39	38	36	35	-22.2%
1歳	69	62	56	46	38	45	48	42	39	38	36	-5.3%
2歳	65	70	62	55	47	38	45	48	42	39	38	-19.1%
3歳	53	64	73	55	54	46	37	44	47	41	38	-29.6%
4歳	75	56	62	69	55	54	46	37	44	47	41	-25.5%
5歳	76	71	59	59	68	54	53	45	36	43	46	-32.4%
6歳	73	76	70	55	56	66	53	52	44	35	42	-25.0%
7歳	66	71	79	66	57	56	66	53	52	44	35	-38.6%
8歳	91	66	68	76	65	56	55	65	52	51	43	-33.8%
9歳	73	87	66	65	79	64	55	54	64	51	50	-36.7%
10歳	86	72	87	65	67	79	64	55	54	64	51	-23.9%
11歳	89	84	70	84	65	66	78	63	54	53	63	-3.1%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	61	55	45	42	45	48	42	39	38	36	35	-16.7%
1-2歳	134	132	118	101	85	83	93	90	81	77	74	-26.7%
3-5歳	204	191	194	183	177	154	136	126	127	131	125	-31.7%
小計	399	378	357	326	307	285	271	255	246	244	234	-28.2%
6-8歳	230	213	217	197	178	178	174	170	148	130	120	-39.1%
9-11歳	248	243	223	214	211	209	197	172	172	168	164	-23.4%
合計	877	834	797	737	696	672	642	597	566	542	518	-29.7%



計画の基本的な考え方と施策の展開について

急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を基本として、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を本計画の目的として踏襲していきます。

子ども・子育て支援事業計画の施策の全体像については以下のとおりです。

基本理念	基本的視点	基本目標		基本施策
子どもたちが輝き、笑顔あふれるぬくもりのあるまち	子どもの育ちを支援するまちづくり	目標1	質の高い教育・保育の提供	1 幼稚園・保育園の整備 2 保育士の配置基準 3 利用者へのサービスの充実 4 一時預かり保育の充実 5 延長保育の推進 6 質の高い教育・保育サービスの充実
		目標2	様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進	1 留守家庭児童会の整備・充実 2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実 3 経済的支援の充実 4 ひとり親等の自立支援の体制づくり 5 不登校児童・生徒への支援の充実 6 児童虐待防止対策の強化
		目標3	子どもが心身共に健やかに育つ環境づくり	1 福祉と教育の連携 2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 3 家庭児童相談業務の充実
	子どもを健やかに育む家庭を支援するまちづくり	目標4	安心して産み育てることを見守る体制づくり	1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康づくり及び育児支援体制の充実 2 多様な子育て支援サービスの充実 3 小児医療の充実 子どもの健康管理と事故予防 4 個別に応じた育児支援 5 食育の推進
		目標5	子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	1 一時預かりなどの家族支援の充実 2 子育てと仕事の両立支援 3 放課後児童の居場所づくり
	子育てを支える地域を支援するまちづくり	目標6	地域における子育て支援の充実	1 子どもの健全育成の推進 2 子育て支援のネットワークづくり 3 子育て支援サポーター等人材育成の推進
		目標7	安心・安全な子育てを支える地域づくり	1 交通安全、犯罪防止等子どもを守る安全なまちづくり 2 公園、道路等生活環境の整備 3 地域で支える児童虐待対策の強化

教育・保育提供区域の設定について

芦別市では、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

事業区分(子どもの認定区分)	提供区域
1号認定(3歳以上・教育のみ)	教育・保育の区域設定については 1区域(市内全域)とします
2号認定(3歳以上・保育あり)	
3号認定(0歳・保育あり)	
3号認定(1～2歳・保育あり)	

地域子ども・子育て支援事業	提供区域
①利用者支援事業	1区域(市内全域)とします。
②地域子育て支援拠点事業	
③妊婦に対して健康診査を実施する事業	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	
⑧一時預かり事業	
⑨延長保育事業	
⑩病児・病後児保育事業	
⑪放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	2区域 各小学校区を基本として実施します。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域ごとに需給対応する事業ではないため、区域設定はありません。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

学校教育・保育施設の充実と 地域子ども・子育て支援事業等の充実

●教育・保育・地域型保育の充実 認定区分と利用可能施設等

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育園・認定こども園などの利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

●教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。また、希望する事業者のニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

●教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

今後、いわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

さらに、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための人材の確保・育成に努めていきます。

●地域子ども・子育て支援事業の充実

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ①利用者支援事業(基本型・母子保健型) | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健診事業 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が参画することを促進するための事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

●放課後児童の充実

- ①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ②新・放課後子ども総合プランへの取組

●その他の事業の推進

- ①産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
- ②専門的な知識及び技術を要する支援の北海道の施策との連携(児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実)
- ③仕事と生活の調和実現に向けた取り組みの推進
- ④子どもの安心・安全な環境の充実について

子ども・子育て支援事業の数値計画

本市全体の教育・保育施設等と子ども・子育て支援事業等の数値計画は以下のとおりです。

	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育ニーズ 1号認定(3-5歳 教育のみ)	人	確保値	120	120	120	120	120
保育ニーズ	人	確保値	129	129	129	129	129
2号認定(3-5歳)	人	確保値	72	72	72	72	72
3号認定<0歳>	人	確保値	13	13	13	13	13
3号認定<1・2歳>	人	確保値	44	44	44	44	44
(1)利用者支援事業(基本型)	箇所	確保値	1	1	1	1	1
(1)利用者支援事業(母子保健型)	箇所	確保値	1	1	1	1	1
(2)地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	人 /月	確保値	362	346	319	303	292
(3)妊婦健診事業	人	確保値	42	39	38	36	35
(4)乳児家庭全戸訪問事業	人	確保値	42	39	38	36	35
(5)養育支援訪問事業	人	確保値	今後のニーズに合わせて対応				
(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)	人日	確保値	今後のニーズに合わせて対応				
(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)(就学児・低学年)	人日	確保値	今後のニーズに合わせて対応				
(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)(就学児・高学年)	人日	確保値	今後のニーズに合わせて対応				
(8)一時預かり事業(幼稚園型・一般型)	人日	確保値	8,632	7,878	7,956	8,287	7,868
(8)一時預かり事業(幼稚園型以外)(保育園等)	人日	確保値	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
(9)延長保育事業(時間外保育事業)	人	確保値	100	100	100	100	100
(10)病児・病後児保育事業	人日	確保値	今後のニーズに合わせて対応				
(11)放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)	人	確保値	120	120	120	120	120
1年生	人	見込値	32	33	28	22	27
2年生	人	見込値	32	28	27	23	18
3年生	人	見込値	27	33	26	26	22
4年生	人	見込値	13	13	15	12	12
5年生	人	見込値	4	3	3	4	3
6年生	人	見込値	5	4	3	3	4

発行年月：令和2年3月

発行：芦別市

編集：芦別市市民福祉部児童課

住所：芦別市本町28番地

電話：0124-24-2777 FAX：0124-24-2787

WEB：http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/

E-mail：katei@city.ashibetsu.hokkaido.jp